

1-6. 生産施設規制の概要

- 生産施設の面積の敷地に対する割合は、業種別に上限を定めている。
- 緑地規制とは異なり、全国一律の規制。

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積割合
第1種	アンモニア製造業、尿素製造業、石油製造業、コークス製造業、ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（※） ※以下の業種を除く： 板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ぼうろう鉄器製造業、七宝製品製造業、人造宝石製造業	45%
第4種	鋼管製造業、電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型鋼製造業	55%
第6種	高炉による製鉄業、石油製品・石炭製品製造業（※） ※以下の業種を除く：石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業	60%
第7種	第1種～6種以外の製造業、ガス供給業、熱供給業	65%